

令和4年度盛岡市クラスター活動支援業務委託 仕様書
【盛岡市成長分野拠点形成支援事業】

1 業務目的

当市においては、医療福祉機器製造産業の発展が市内ものづくり産業の発展に繋がる鍵になると考え、地域未来投資促進法に基づいて岩手県と策定した基本計画及び令和3年に策定した盛岡市ヘルステック産業振興戦略において、医薬医療機器関連産業、医療福祉機器・IT関連産業の先端技術を活用した医療福祉・ヘルスケア・ライフサイエンス分野のものづくり企業支援に取り組むこととしている。また、医療福祉機器製造業は工業振興ビジョンにおいても成長産業と位置付け、現在整備中の盛岡南地区に位置する道明地区新産業等用地に集積させ、盛岡南地域全体を、産学官連携や企業間連携等を活発に行う研究開発型企業が集積した新技術・新商品開発のクラスターとすることを構想している。本事業により、構想の実現のために必要な、医療福祉・ライフサイエンス機器製造事業者に対するきめ細かな支援を実施する自立した組織・事業実施体制を確立するもの。また、本事業は、令和元年度から実施しているものであるため、その実施状況に配慮しながら、継続性のあるものとする。

2 業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務実施場所

盛岡市内

4 委託業務の内容

クラスターを構成する企業を取りまとめ、構成企業数の増加を図りながらクラスターとしての企業の活動を管理し、次の各号に掲げる業務を実施する。ただし、本委託業務による支援を受けることができるのは、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、卸売業、情報サービス業、機械設計業、エンジニアリング業が主たる事業であり、医療福祉、ライフサイエンス及びヘルスケア関連機器製造産業に関連する事業内容を持つ企業とし、これらの企業をクラスター構成企業と称するものとする。

なお、委託業務の実施にあたっては、クラスター構成企業、外部有識者等で構成するクラスター形成推進委員会を組織し、実効的・継続的に推進すること。

(1) 企業の連携促進等に資するセミナーの開催業務

クラスター構成企業による医療福祉・ヘルスケア・ライフサイエンス分野にかかる取組の、国内外での展開やさらなる連携に資することを目的としたセミナーを開催する。

ア 開催場所 盛岡市内とし、遠方からの参加者の利便性に配慮した施設とすること。

イ 集客数 100名以上の参加を目標とすること。なお、クラスターを構成していない企業の参加を促し、クラスター構成企業の増加に資する構成とすること。

ウ 開催回数 3回以上

エ 内 容 ヘルステック，ヘルスケア，ライフサイエンス，医療福祉機器製造・サービス展開にかかる内容を基本とする。ただし，異業種交流によりその新展開・新事業創出を見込める明確な理由がある場合は，この限りではない。

(2) 大学生の就職促進に資する事業の実施業務

成長可能性があり，自らが持つスキルを発揮できる場となる医療福祉関連企業が盛岡に存在することを学生に示し，就職の促進を促すため，次の事業を実施する。

ア 就職関連イベント出展事業

岩手県内で開催される，出展企業への学生等の就職促進を目的としたイベントに，クラスターとして出展する。出展するイベントは問わないが，十分な効果が見込めるイベントへの出展を行うこと。

イ 学生と企業の交流会実施事業

クラスター構成企業の事業内容を学生に広く紹介し，将来性がある，就職の対象となる企業として認識させることができる交流会を開催する。

(ア) 開催場所 学生の利便性に配慮した施設とすること。

(イ) 集 客 数 盛岡広域自治体の大学，短期大学，短期大学校，専門学校，高等学校から，30名以上の学生の参加を目標とすること。

(ウ) 開催回数 1回以上

(エ) 内 容 クラスター構成企業の代表者と参加者が意見交換を図ることができる会とし，また，事業内容を体感できるなど，参加者の学生がクラスター構成企業の業務内容を身近に感じ，就職先として認識できるような内容とすること。また，多数の学生の参加を促すための方策を講じること。

ウ 会員企業インターンシップ受入促進事業

県内学生（盛岡広域自治体の大学，短期大学，短期大学校，専門学校，高等学校）及び県外の大学生を対象に，クラスター構成企業を就職先としてより強く認識させることを目的としたインターンシップ（5日間程度）を実施する。なお，内容については，受注者において前年度の開催実績を検証し，必要に応じて改善することで，クラスター周知及びクラスター構成企業への就職促進の効果が最大となるよう努めること。

(3) 企業支援業務

新事業創出，企業間連携，産学官連携，企業経営等に関する専門的知識と実績を有し，かつ，盛岡地域のものづくり産業の状況に精通し，地元企業と良好な関係を築くことができるコーディネーター1名を配置し，クラスター内外の企業の連携による活発な新事業創出とクラスター構成企業の増加を促進する。なお，配置条件については次のとおりとする。

ア 配置期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 勤務内容 クラスター構成企業に対してのアドバイザー業務等経営支援，企業間連携，産学官連携，新事業創出促進のためのコーディネート業務

ウ 配置時間 1週間あたり22.5時間以上とし，1日あたりの勤務時間・休憩時間，休日は，クラスター構成企業の活動支援が効率的に実施できるよう，適宜設定できるものとする。

(4) 自主事業

自主事業は、公募型プロポーザルにおける加点項目とし、事業費は概ね1,000千円とする。なお、当該事業に係る事業費は提案上限額に含まないものとし、収支計画書には参考金額として記載すること。自主事業において高い効果が見込まれる提案がされている事業計画書については、申請者が将来的に自立して事業を実施する可能性が高いものとして、公募型プロポーザルの審査において加点することとする。

5 再委託の禁止

業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ市と協議し、承認を得た場合は、この限りではない。

6 経費の取扱いに係る要件

本事業において、委託料の対象とする経費については、次のとおりとする。

(1) 人件費

コーディネーターの賃金、通勤手当等の諸手当、事業主負担の社会保険料(雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む)、人件費に係る消費税とする。

(2) その他の経費

会場使用料(装花、看板等の設置費、サービス料等を含む)、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品費・印刷製本費等の需用費、展示会出展費、展示物等制作費、専門家外注費、資料購入費、通信運搬費、講師等謝金(盛岡市の講師報償費支給基準に基づく金額とする)、旅費、その他業務の実施にあたり必要と認められる経費とする。

機械・機器のレンタル又はリースを行う場合は、複数の者から見積等を徴取した上で市に協議し、事前に承認を得ること。なお、リース契約については、契約終了後、貸し手にリース物件を返還する(所有権の移転が生じない)契約とする必要があるので留意すること。

(3) 対象とならない経費

次の経費は、委託料の対象外とする。

ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

イ 土地、建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 性質及び形状を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐える物品で取得価格が3万円以上の機器や物品を購入するための経費(1件3万円未満であっても、財産形成につながる機器や物品の購入は認められない。)

オ 本業務の委託契約に係る収入印紙代

カ その他事業との関連性が認められない経費

(4) 帳簿等の整理

委託業務の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、収支の状況を月ごとにまとめて明らかにするとともに、これらの書類を令和10年3月31日まで保存するものとする。

7 業務委託料

(1) 委託料の支払い

委託料は、前金払とし、3期に分割して支払うものとする。なお、前金払の額は、受託者が作成する経費支出計画書に基づき市と受託者が協議し、市が定める。

(2) 資金管理

資金管理にあたっては、他の会計と明確に区分し適正に経理すること。(本業務に係る銀行等の口座を新たに開設することが望ましい。)

また、現金での決済は極力避けることとし、現金決済を行う場合は、受注者の会計規定により精算手続きを行うこと。

(3) 委託料の返還

市は、受注者が本仕様書及び業務委託契約書に掲げる要件の全部又は一部に反した場合は、この契約の全部または一部を解除することがある。この場合において、すでに委託料の前金払がなされているときは、受注者は、市の定めるところにより委託料を返還するものとする。

8 監督等

受注者は、市から要求があるときは、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

9 新型コロナウイルス感染症対策

受注者は、すべての事業の実施に際し、新型コロナウイルス感染症感染対策に万全を期すこととし、オンラインシステムの活用等、事業効果を損なわないよう工夫した実施形態とすること。なお、感染症蔓延等の事情により仕様を満たす事業実施が困難であると認められる場合は市に相談し、指示を仰ぐこと。

10 業務報告等

受注者は業務の進捗等に関する次の報告をしなければならない。

(1) 経費支出計画書

受注者は、委託契約締結後、速やかに受託期間中における事業別の経費支出計画書を市に提出し、その承認を得ること。

(2) 定期業務報告

受注者は、業務実施状況及び経費支出状況について、市が別に定める様式により、次の期日までに市に報告すること。

- ・令和4年4月1日から 7月31日までの期間 令和4年 8月12日まで
- ・令和4年8月1日から11月30日までの期間 令和4年12月13日まで

(3) 随時の報告

市等が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出すること。

11 中間検査等

受注者は、市等が実施する次の検査に協力しなければならない。

(1) 中間検査

市は、契約期間中、業務実施場所において、1回以上の中間検査を実施するものとする。

(2) 随時検査

市等は、業務の実施状況等を確認するために、必要に応じ現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行うことができるものとする。

12 業務完了報告

受注者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了報告書を提出し、検査等を受けること。また、別に定める様式による実績報告書を、次に掲げる根拠書類を添付して、市に提出すること。

- (1) インターンシップ参加学生の名簿及び参加状況が確認できる資料（出勤簿・タイムカード類及び業務日誌等）の写し
- (2) コーディネーターの勤務状況が確認できる資料（出勤簿・タイムカード類、業務日誌及び休暇処理簿等）の写し
- (3) 業務に要した機器等のリース及びレンタルの契約に係る書類の写し
- (4) その他、市が完了確認及び事業の適正執行の確認に必要と認める書類

13 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講ずること。
- (2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講ずること。
- (3) 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講ずること。
- (4) 委託業務の処理に当たっては、情報セキュリティ対策に関する規程（平成31年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

14 その他

- (1) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務従事者が委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏洩することのないよう業務従事者に対し適切な指導を行うものとし、業務従事者は委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。これは、契約期間内及び契約終了後又は契約解除後についても同様とする。
- (3) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、受注者は、個人情報保護の重要

性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。

- (4) 受注者は、委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号）に基づき、市民の利益の保護を図るため、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保すること。
- (6) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講ずること。
- (7) 委託業務の履行に関し疑義が生じた場合は、双方協議の上速やかに処置するものとする。